

通風ダクトの耐火性に関する事項

改正規則等

鋼船規則 P 編
鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

通風ダクトの耐火性に関する事項

改正理由

IMO において、SOLAS 条約第 II-2 章第 9.7 規則に規定される通風ダクト及びダンパに関する要件の明確化及び安全性の向上を図る見直しが行われ、同条約の改正が 2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において、決議 MSC.365(93)として採択された。

改正 SOLAS 条約においては、これまでの関連する統一解釈が取入れられるとともに、その他の要件の明確化が図られた。また、通風ダクトについては、耐火性の向上及び点検手段に関する要件が規定され、ダンパについては、開閉装置の機能要件及び設置場所に関する要件が規定された。

今般、決議 MSC.365(93)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 調理室のレンジからの排気用のダクトの上方末端に配置される防火ダンパには、火災試験方法コードに従った試験による承認を要する旨規定した。
- (2) 通風ダクトには、防火ダンパの近くに点検及び清掃のためのハッチを設ける旨規定した。
- (3) 防火ダンパを確実に開閉するために備えるべき開閉装置の機能要件等を規定した。
- (4) 内燃機関が設けられる A 類機関区域を通風するダクトの閉鎖装置の設置場所を規定した。
- (5) 現行検査要領に規定されている通風ダクトに対する要件を規則へ移設した。